

国立研究開発法人土木研究所における独立行政法人等非識別加工情報の提供に関する要領

平成30年2月26日
国立研究開発法人土木研究所
達第1号

(趣旨)

第1条 国立研究開発法人土木研究所（以下「研究所」という。）における独立行政法人等非識別加工情報（独立行政法人等非識別加工情報ファイルを構成するものに限る。以下同じ。）の提供については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号。以下「法」という。）及び国立研究開発法人土木研究所保有個人情報等管理規程（平成18年4月3日独立行政法人土木研究所規程第19号。以下「規程」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(独立行政法人等非識別加工情報の作成及び提供)

第2条 研究所における独立行政法人等非識別加工情報の作成及び提供は、総括保護管理者（規程第3条に定める総括保護管理者をいう。以下同じ。）の管理のもと行うものとする。

(提案の募集対象となる個人情報ファイル簿)

第3条 保護管理者（規程第5条に定める保護管理者をいう。以下同じ。）は、当該部等が保有している個人情報ファイルが、法第44条の5第1項の規定による独立行政法人等非識別加工情報をその事業の用に供する独立行政法人等非識別加工情報取扱事業者になろうとする者からの提案（第10条及び第11条を除き、以下「提案」という。）の募集対象となる個人情報ファイルに該当すると認める場合は、次に掲げる事項を個人情報ファイル簿に記載し、総括保護管理者に提出するものとする。

- 一 提案の募集をする個人情報ファイルであること。
- 二 提案を受ける組織の名称及び所在地
- 三 当該個人情報ファイルが法第2条第9項第2号ロに該当するか否かの別

(提案の募集)

第4条 総括保護管理者は、毎年度1回以上、30日以上を期間を定めて、次に掲げる事項をあらかじめ公示することにより、提案を募集するものとする。

- 一 提案の募集の開始日及びその期間
- 二 提案の募集対象となる個人情報ファイル簿
- 三 各個人情報ファイルの概要

(提案の審査)

第5条 総括保護管理者は、前条の提案があったときは、次に掲げる事項について、当該提案に係る個人情報ファイルを保有する保護管理者の意見を聴いた上で、法第44条の7

の基準に適合するかどうかを審査するものとする。

- 一 提案することができる者の範囲
- 二 独立行政法人等非識別加工情報の本人の数
- 三 独立行政法人等非識別加工情報を作成するための加工方法
- 四 独立行政法人等非識別加工情報をその用に供して行う事業の目的及び内容
- 五 独立行政法人等非識別加工情報の利用期間
- 六 独立行政法人等非識別加工情報の利用目的及び方法並びに安全管理の措置
- 七 独立行政法人等非識別加工情報を作成する場合に研究所の事務の遂行に及ぼす影響

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第6条 保護管理者は、提案募集の対象となる個人情報ファイルのうち、個人情報ファイル簿に第4条第3号の記載があるものについて提案があったときは、当該情報に係る第三者に対して意見書提出の機会を与えるものとする。

- 2 総括保護管理者は、独立行政法人等非識別加工情報の作成に反対の意思を表示した意見書が提出された場合、当該意見書を提出した者を本人とする保有個人情報を独立行政法人等非識別加工情報の作成対象から除外した上で、改めて前条の審査を行うものとする。

(審査結果の通知)

第7条 総括保護管理者は、前条の審査の結果、当該提案が同条の基準に適合すると認めるときは、当該提案をした者に対し、次に掲げる事項を記載した審査結果通知書により通知する。

- 一 法第44条の9の規定により研究所との間で提案に係る独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約を締結することができる旨
 - 二 納付すべき手数料の額
 - 三 手数料の納付方法
 - 四 手数料の納付期限
 - 五 独立行政法人等非識別加工情報の提供の方法
 - 六 その他総括保護管理者が必要と認める事項
- 2 前項の通知は、次に掲げる書類を添えて行う。
 - 一 独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約締結に関する申込書
 - 二 独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約書 2通
 - 3 総括保護管理者は、前条の審査の結果、当該提案が同条の基準に適合しないと認めるときは、当該提案をした者に対し、当該理由を記載した審査結果通知書により通知する。

(契約の締結)

第8条 総括保護管理者は、前条第1項の通知を受けた者から、同条第2項の書類の提出があった場合は、手数料の納付を確認の上、当該契約を締結するものとする。

- 2 前項の契約にあたっては、独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約書を2通作成し、署名又は記名押印の上、うち1通は当該提案をした者に送付する。

(作成方法)

第9条 総括保護管理者は、前条の契約を締結したときは、当該契約に係る個人情報ファイルを保有する保護管理者に契約内容等を示した上で、独立行政法人等非識別加工情報の作成を指示するものとする。

2 保護管理者は、独立行政法人等非識別加工情報を作成するときは、特定の個人を識別することができないように、かつ、その作成に用いる保有個人情報を復元することができないようにするために必要なものとして独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第四章の二の規定による独立行政法人等非識別加工情報の提供に関する規則（平成29年3月31日個人情報保護委員会規則第2号）第10条に定める基準に従って当該個人情報を加工しなければならない。

3 前項の規定は、独立行政法人等非識別加工情報の作成の委託を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

(独立行政法人等非識別加工情報に関する個人情報ファイル簿)

第10条 保護管理者は、独立行政法人等非識別加工情報を作成したときは、当該独立行政法人等非識別加工情報の作成に用いた保有個人情報を含む個人情報ファイルについて、個人情報ファイル簿に次に掲げる事項を記載し、総括保護管理者に提出するものとする。

- 一 独立行政法人等非識別加工情報に含まれる本人の数及び情報の項目
- 二 次条の提案を受ける組織の名称及び所在地
- 三 次条の提案をすることができる期間

(作成された独立行政法人等非識別加工情報に係る提案等)

第11条 第5条（第2号及び第3号を除く。）、第7条及び第8条の規定は、法第44条の12第1項の規定による独立行政法人等非識別加工情報をその事業の用に供する独立行政法人等非識別加工情報取扱事業者になろうとする者からの提案について準用する。第8条の規定により独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約を締結した者が、当該独立行政法人等非識別加工情報をその用に供する事業を変更しようとするときも、同様とする。

(手数料)

第12条 第8条の規定により独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約を締結する者が納める手数料の額は、21,000円に次に掲げる額の合計額を加算した額とする。

- 一 第6条第1項の規定により意見書の提出の機会を与える第三者1人につき210円（当該機会を与える場合に限る。）
- 二 独立行政法人等非識別加工情報の作成に要する時間1時間まで毎に3,950円
- 三 独立行政法人等非識別加工情報の作成の委託を受けた者に対して支払う額（当該委託をする場合に限る。）

2 前条において準用する第8条の規定により独立行政法人等非識別加工情報の利用に関

する契約を締結する者が納める手数料の額は、次の各号に掲げる独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約を締結する者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 次号に掲げる者以外の者 前項の手数料の額と同一の額

二 第8条（前条において準用する場合を含む。）の規定により当該独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約を締結した者 12,600円

3 納付された手数料は、原則として返還しない。

（契約の解除）

第13条 総括保護管理者は、独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約を締結する者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該契約を解除することができる。

一 偽りその他不正の手段により当該契約を締結したとき

二 第5条第1号（第11条において準用する場合を含む。）に規定する提案することができる者の範囲に該当しなくなったとき

三 当該契約において定められた事項について重大な違反があったとき

（従事者の義務）

第14条 次に掲げる者は、その業務に関して知り得た独立行政法人等非識別加工情報、削除情報及び第9条第2項の規定により行った加工の方法に関する情報（以下この条において「独立行政法人等非識別加工情報等」という。）の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

一 独立行政法人等非識別加工情報等の取扱いに従事する研究所の役員若しくは職員又はこれらの職にあった者

二 第9条第3項の受託業務に従事している者又は従事していた者

（補則）

第15条 この要領に定めるもののほか、独立行政法人等非識別加工情報の提供に関し必要な事項は、総括保護管理者が定める。

附 則

この要領は、平成30年2月26日から施行する。